

付 議 第 9 号

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「保護者」を「保護者等（未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第21条において同じ。）」に改める。

第5条第8項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第10条の7第5項中「児童等」を「児童等（高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）第3条に規定する児童等をいう。）」に改める。

第21条第1項第1号及び第2項第1号中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的

この規則は、令和4年4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることをうけ、年齢満18歳以上の生徒の父母等が学校教育法上の保護者に該当しなくなることから、成年年齢に達した生徒に係る在学中の父母等の関与について追加等をしようとするものである。

2 一部改正の内容

- (1) 第2条の2第2項中「保護者」を「保護者等（未成年の生徒にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒にあつてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第21条において同じ。）」に改める。
- (2) 第5条第8項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。
- (3) 第10条の7第5項中「児童等」を「児童等（高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）第3条に規定する児童等をいう。）」に改める。
- (4) 第21条第1項第1号及び第2項第1号中「保護者」を「保護者等」に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

対 照 表

新

高知県立学校の管理運営に関する規則（抜粋）

- (学校評価等)
- 第2条の2 略
- 2 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の生徒の保護者等（未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第21条において同じ。）その他の学校関係者（以下この項において「学校関係者」という。）に積極的に情報を提供するとともに、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校関係者による評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3・4 略
- (職員)
- 第5条 略
- 2～7 略
- 8 前各項の職員の職及び職務は、学校教育法、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。第18条第1項において「施行規則」という。）及び高知県立学校事務職員等の職の設置に関する規則（昭和46年高知県教育委員会規則第6号）による。
- (寮務主任及び舎監)
- 第10条の7 略

旧

高知県立学校の管理運営に関する規則（抜粋）

- (学校評価等)
- 第2条の2 略
- 2 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の生徒の保護者その他の学校関係者（以下この項において「学校関係者」という。）に積極的に情報を提供するとともに、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校関係者による評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3・4 略
- (職員)
- 第5条 略
- 2～7 略
- 8 前各項の職員の職及び職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。第18条第1項において「施行規則」という。）及び高知県立学校事務職員等の職の設置に関する規則（昭和46年高知県教育委員会規則第6号）に定めるところによる。
- (寮務主任及び舎監)
- 第10条の7 略

2～4 略

5 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等（高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則

（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）第3条に規定する児童等をいう。）の教育に当たるとする。

（保護者等が負担する経費等に関する事務処理）

第21条 校長は、次に掲げる経費の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 積立金、生徒会費等学校の教育活動を行うために当該学校の生徒の保護者等又は生徒が負担する経費であって、校長が適当であると認めるもの

(2) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第5条第2項又は特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第5条第2項の規定により学校の生徒の保護者等又は生徒が負担する経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が適当であると認めて指定する経費

2 校長は、学校の運営上適当であると認める場合は、次に掲げる団体からの委任に基づき、当該団体の会費その他校長が適当であると認めるものの収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 学校の生徒の保護者等及び職員で構成される団体で、当該学校の教育活動の支援を目的とするもの

2～4 略

5 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たるとする。

（保護者等が負担する経費等に関する事務処理）

第21条 校長は、次に掲げる経費の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 積立金、生徒会費等学校の教育活動を行うために当該学校の生徒の保護者等又は生徒が負担する経費であって、校長が適当であると認めるもの

(2) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第5条第2項又は特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第5条第2項の規定により学校の生徒の保護者等又は生徒が負担する経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が適当であると認めて指定する経費

2 校長は、学校の運営上適当であると認める場合は、次に掲げる団体からの委任に基づき、当該団体の会費その他校長が適当であると認めるものの収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 学校の生徒の保護者及び職員で構成される団体で、当該学校の教育活動の支援を目的とするもの

(2)・(3) 略
3 略

(2)・(3) 略
3 略